

	<p>関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のハの(ロ)のIIの(III)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)その他の第一二一二・二〇号の物品のもの以 外のもの</p>
一八	<p>関税率表第二三〇九・一〇号の一又は第二三〇九・九〇号の二の(一)のB若しくは(二)のB の(b)のロの(イ)のII若しくは(ロ)に掲げる物品</p>

別表第五第七項を削る。

別表第五第六項中「第一五一五・九〇号の三又は第一五二一・九〇号の二」を「第一五〇四・三〇号の二、第一五〇五・〇〇号の二、第一五一五・九〇号の三、第一五一七・九〇号の三又は第一五二二・〇〇号の一」に改め、同項を同表第一二項とし、同項の次に次の二項を加える。

一三	<p>関税率表第一六〇二・三二号の二の(二)、第一六〇二・三九号の二の(二)、第一六〇五・一〇号の一、第一六〇五・二〇号の二、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の一の(二)に掲げる物品 関税率表第一六〇二・二〇号の二に掲げる物品のうち</p>
----	---

	<p>気密容器入りのもの以外のもの</p> <p>関税率表第一六〇四・二〇号の一の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)</p>
一四	<p>関税率表第一七〇二・二〇号、第一七〇二・九〇号の四の(一)、第一七〇三・一〇号の一又は第一七〇三・九〇号の一に掲げる物品</p>

別表第五中第五項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

八	<p>関税率表第一〇〇八・一〇号の二に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第一一〇四・二三号の一又は第一一〇四・三〇号に掲げる物品</p>
一〇	<p>品 関税率表第一二一〇・一〇号、第一二一〇・二〇号又は第一二一一・二〇号に掲げる物品</p>
一一	<p>関税率表第一三〇二・一四号の一、第一三〇二・一九号の一若しくは二の(三)のA又は第一三〇二・三二号に掲げる物品</p>

別表第五第三項及び第四項を削る。

別表第五中第二項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五	関税率表第〇七〇三・一〇号の二、第〇七〇四・一〇号、第〇七〇四・二〇号、第〇七〇四・九〇号、第〇七〇五・一一号、第〇七〇五・一九号、第〇七〇六・一〇号、第〇七〇七・〇〇号、第〇七〇八・一〇号、第〇七〇八・二〇号、第〇七〇八・九〇号、第〇七〇九・二〇号、第〇七〇九・四〇号、第〇七〇九・七〇号、第〇七一二・三一号、第〇七一二・三二号又は第〇七一二・三三号に掲げる物品
	関税率表第〇七〇三・九〇号に掲げる物品のうち ねぎ以外のもの
	関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうち ごぼう以外のもの
	関税率表第〇七〇九・九〇号の二に掲げる物品のうち かぼちゃ

<p>六</p>	<p>関税率表第〇七一二・三九号に掲げる物品のうち しいたけ以外のもの</p> <p>関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうち ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） 及びたけのこ以外のもの</p> <p>関税率表第〇八〇四・三〇号の二、第〇八一・九〇号の一の四又は第〇八一三・一〇 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第〇八一・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち 桃及びなし</p> <p>関税率表第〇八一三・四〇号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブー タン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル以外のもの</p>
----------	---

別表第五第一項中

「 関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇三〇五
・四九号に掲げる物品のうち
たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）以外のもの

を

「 関税率表第〇三〇一・九一号の二、第〇三〇二・六二号、第〇三〇二・六
三号、第〇三〇二・六五号、第〇三〇三・七二号、第〇三〇三・七三号、
第〇三〇三・七八号の二、第〇三〇五・四二号、第〇三〇五・四九号、第
〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一二号、第〇三〇六・一三号、第〇三〇
六・二一号の一、第〇三〇六・二二号の一、第〇三〇六・二三号の一、第
〇三〇七・五九号の二、第〇三〇七・六〇号又は第〇三〇七・九九号の二
の(四)のAに掲げる物品

関税率表第〇三〇二・七〇号の一に掲げる物品のうち

にしん（クルペア属のもの）の卵

関税率表第〇三〇四・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち

に改め、同項を同表第

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ

関税率表第〇三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうち

まぐろ（トウヌス属のもの）、かじき（まかじき科又はめかじき科のもの）及びめろ（デイソステイクス属のもの）以外のもの

二項とし、同項の次に次の一項を加える。

三 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品

別表第五に第一項として次の一項を加える。

一 関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇二〇七・三三二号の一又は第〇二〇七・三五号の一に掲げる物品

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第七条の八第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に担保を提供する場合について適用する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)又は二に掲げる物品
- 二 旧暫定法別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のA又はBに掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（保税地域からの引取りに係る納税管理人）

第二十一条の二 保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるため国税通則法第一百七十条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人（以下この条において「納税管理人」という。）を定めなければならない者が関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人を定めなければならない者である場合には、当該税関事務管理人を保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人として定めなければならない。この場合において、国税通則法第一百七十条第一項の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とあるのは、「住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者」とする。

（国税通則法の一部改正）

第六条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条第二項中「税務署長」の下に「(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めるときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長)」を加える。